（資料４）

第４期岩手県地域福祉支援計画の策定について

○　県では、社会福祉法の規定に基づき、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「岩手県地域福祉支援計画」を策定しています。

　　また、計画の策定や進行管理、評価等に当たっては、岩手県地域福祉推進協議会に御協議いただいています。

○　現在の「第３期岩手県地域福祉支援計画」は、令和５年度が最終年度となっていることから、次期計画を策定する必要があります。



○　策定スケジュールは、概ね以下のとおりです。

　　令和５年度は、計画策定について御協議いただくため、協議会を３回開催する予定ですので、御協力願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 時　期 | 内　　容 |
| 令和５年８月 | 第１回岩手県地域福祉推進協議会（計画骨子案の協議） |
| 令和５年11月 | 第２回岩手県地域福祉推進協議会（計画素案の協議） |
| 令和５年12月 | 県議会への報告、パブリック・コメント |
| 令和６年２月 | 第３回岩手県地域福祉推進協議会（計画最終案の協議） |
| 令和６年３月 | 県議会への報告、計画策定 |

　※　策定作業の進捗状況や県議会の日程等により、時期が前後することがあります。

○　なお、本年度、策定を進めている「いわて県民計画（2019～2028）」第２期アクションプラン（政策推進プラン）では、地域福祉分野における具体的な推進方策として、主に以下の取組を盛り込むこととしています。

|  |
| --- |
| 政策項目３　介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります |
| ①　互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進 |
|  | ・　重層的支援体制整備事業の取組促進【新規】、福祉ボランティアの育成支援 |
| ・　ひとにやさしいまちづくり |
| ・　支援を必要とする矯正施設退所者等への福祉的支援【新規】 |
| ②　みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備 |
|  | ・　生活困窮者への生活再建支援の強化 |
| ・　権利擁護の体制整備 |
| ・　避難行動要支援者への避難支援の推進、災害派遣福祉チームの派遣体制の強化 |

※　【新規】は、第２期アクションプランにおいて、新たに、政策項目３の取組として位置づけて盛り込んだもの。

○　「第４期岩手県地域福祉支援計画」の策定に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」第２期アクションプラン（政策推進プラン）における具体的な推進方策を踏まえ、施策の見直しを行っていくこととします。

|  |
| --- |
| （参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（都道府県地域福祉支援計画）第108条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。(１)　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(２)　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項(３)　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項(４)　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項(５)　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項２　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。３　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。岩手県地域福祉推進協議会設置要綱（設置）第１条　岩手県における地域福祉に関する施策の推進に当たり、地域福祉に関する意見を求めるとともに岩手県地域福祉支援計画の進行管理及び評価等を行うため、岩手県地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。（所掌）第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。(１)　地域福祉に関する施策の推進に関すること。(２)　岩手県地域福祉支援計画の進行管理、評価及び見直しに関すること。(３)　社会福祉法人等の地域貢献活動に関すること。(４)　その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。 |